

## 河川入門講座 (11)

## 河川の流水の使用 (その3)

公益社団法人全国防災協会 理事 松田 芳夫



## 1. 水利権の許可権者

過去2回にわたり、河川流水の占用の権利（水利権）についてその背景となる事情について解説しましたが、具体的に誰が水利権を許可するのかという点については複雑な制度になっています。

まず、「特定水利」という概念があります。

これは、一日最大取水量が2,500m<sup>3</sup>以上の上水道と工業用水道、発電用水、大規模な農業用水など、要は取水量の大きい水利用のことです。

一級河川の特定水利については、河川管理者が国土交通大臣（直轄区間）であるか、都道府県知事（指定区間）であるかを問わず、大臣が許可権者です。

二級河川の特定水利については許可権者は知事ですが、大臣の許可が必要になります。

特定水利でない水利権の許可権者は一級河川の直轄区間は大臣から委任された地方整備局長と北海道開発局長で、指定区間は知事です。

以上の話題は原則論で、知事の代りに指定都市の長が登場することもあれば、水利権の内容によっては大臣の認可を要する場合もあります。

## 2. 慣行水利権

聞きなれない用語でしょうが、これは明治29年（1896）に河川法が制定されたとき、既になされていた取水（大部分が農業用水いくらかが水道用水）のことです。

旧幕府や藩の許可があるものとか実態上の取水実績があるとかとその形態は色々のようですが、これらを一括して“慣行水利権”と称し、河川法により許可を得たものと見做すことにしました。

昭和39年（1964）に大改正された現行の河川法でもその考えは引き継がれています。

しかし、江戸期にまでさかのぼる水利取水の内容

には実態と会わない不合理な点も多いので、河川管理者とくに国土交通省は、“水利権”更新（通例30年）の際に取水量や条件の見直しを行い、合理的な許可水利権に移行するよう努めているのですが、既得権に干渉する話でもあり、遅々として進まないのが実態です。

## 3. 流水占用料

河川法第22条の規定により、都道府県知事は当該都道府県の区域内に存する河川の流水占用者から「流水占用料」を徴収し、都道府県の収入とすることが出来ます。

流水占用に限らず、土地の占用に対しては「土地占用料」、土砂の採取に対しては「土砂採取料」を徴収できます。（以下総称して「占用料」という）

ここで留意したいのは、一級河川の国の直轄管理区間での占用に伴う占用料であっても国に入るのでなく、都道府県の収入になるということです。

実は、昭和39年の河川法の大改正の時、旧河川法の下で長年にわたり都道府県の収入であった占用料が、占用の多い大河川の一級河川の直轄区間での占用料が国に入ることになるというので都道府県が反対し、ひいては河川法の改正が危ぶまれました。

そこで池田勇人総理の決断で直轄区間の占用料も従来通り都道府県の収入とするということになったのです。

このことは、道路法の道路の占用料は道路管理者が徴収することができるという規定と比較すると特異な制度であることがよくわかります。

国道は国土交通省が、都道府県道は都道府県が、市町村道は市町村が、それぞれ徴収するので混乱はありません。